

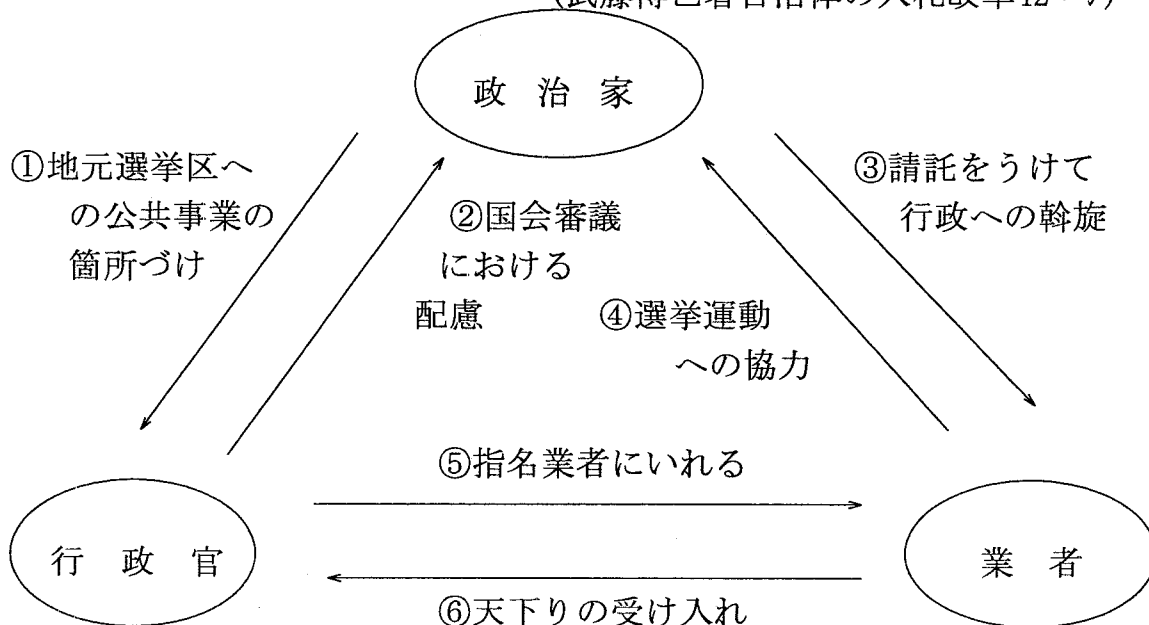
福島県入札等制度検証委員会

論点整理（聖域なき改革）（案）

2006.10.11

安齋(勇)私案

I. 政・官・業のいわゆる「鉄のトライアングル」（談合の基本構図） （武藤博己著自治体の入札改革42ページ）



II. 問題点

1. 透明性が確保されていない。
2. 競争性が確保されていない。
3. 公正性が確保されていない。
4. 品質が確保されていない。
5. 不正行為は排除されるのか。
6. 入札に関する働きかけはあるのか。
7. 入札者が制限されているのか。
8. 地元業者を保護すべきなのか。また、どのようにすれば良いのか。
9. 入札価額が高止まりになっていないのか。
10. 施行能力のない業者は排除されるのか。（いわゆる丸投げ）
11. 積算能力のない業者は排除されるのか。（ ” ）
12. 県職員の意識改革はできるのか。
13. 入札等についての監視機能は確保されているのか。
14. PFI又はP.P.Pの導入の可能性は。
15. 工区の細分化はWTOその他で問題にならないのか。
16. 建設技術センターの存在意義はあるのか。etc.

Ⅲ. 建設業法上の建設業

- ① 2つの一式工事（土木一式工事、建築一式工事）
- ② 26の専門工事（大工、左官、とび・土工、石、屋根、電気、管、タイル・煉瓦・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設）

その他入札・測量・設計 etc.

Ⅳ. 談合との決別 戦略と戦術

A. 戦略面（根幹を断つ） 人と金

- 人
 - ① 天下り禁止・・・・・・・・・・一定期間
 - ② 人事交流（技術職と一般職）
 - ③ 職員等の懲罰の強化
 - 飲酒運転 → 解雇
 - 談合関与 → ？
- 金
 - ④ 「積算」の検討・・・・・・・・イ. 全国基準と福島との差
（福島に不適のものの有無）ロ. 標準歩掛り
ハ. 共通費
ニ. 一般管理費（21項目）
 - i. 調査研究費
 - ii. 試験研究償却費 etc.

※ 親族との取引

- ・原則禁止
- ・条件付で許可

B. 戦術面

1. 契約業務等に関する働きかけへの対応（口利き人物公表）

要領又は、条例により対象者の記録及び報告を行なう。

2. 入札制度の改善について基本理念と基本方針

基本理念

- ① 透明性の確保
- ② 競争性の確保
- ③ 公正性の確保
- ④ 品質の確保
- ⑤ 地元業者の保護

基本方針

- ① 談合の防止（不正行為の排除）
- ② 開かれた入札、契約制度（入札者の拡大）
- ③ 適正なコストの容認（優良業者）
- ④ 地元の経営の活性化
（地域貢献度、下請けの保護）

3. 公共工事の入札、契約制度の改善

- ① 一般論・・・随意契約 → 指名競争入札 → 一般競争入札 →
→ 条件付一般競争入札
イ. 資格審査
ロ. オープンブック方式
ハ. 総合評価方式
- ② 談合防止・・・イ. 一定金額（〇億円）以上は原則として一般競争
入札方式とする。
ロ. 災害復旧工事等は、随意契約を認める
（一定の条件）
ハ. 随意契約や指名競争入札は合理的な理由を明示
ニ. 積算能力のない業者の排除、施工能力のない業
者の排除
（オープンブック方式の導入）
ホ. 入札後資格審査の導入
ヘ. 総合評価方式の導入etc.
- ③ 地元業者の保護・・・イ. 一定金額以下は7つの生活圈又は県内を
数ブロックに分け、その中に本社を有す
る業者だけが、参加できる一般競争入札
制度の導入
- ④ 契約保証制度・・・イ. 同業者の保証制度の廃止
ロ. 履行ボンド方式の導入
ハ. 銀行等による保証の導入etc.
- ⑤ 電子入札の導入

- ⑥ 低入札価格調査制度の導入
- ⑦ 入札結果等の公表
- ⑧ 契約の一元化etc. (例 出納局契約課)
- ⑨ 公共工事等に係る苦情対応
- ⑩ CM (Construction Management) の導入
- ⑪ J Vの見直し
- ⑫ ペナルティの加重
 - イ. 談合違約金の拡大
 - ロ. 入札停止期間の延長
- ⑬ 監視機能の強化
 - イ. 入札監視委員会の強化 (人数、権限)
 - ロ. 入札監視委員会の発展的解消 → 別組織の立上げ
(土木部等から離す、総務部、出納局)
 - ハ. 監査委員会による監査の強化
- ⑭ 建設技術センターの存廃問題
- ⑮ 内部告発制度
- ⑯ 経営事項審査制度の検討
- ⑰ O B職員、業者の県庁内への入室禁止
(入口に名刺受)

4. その他

- ① 県職員の意識改革 (研修その他)
- ② F F方式の見直し
- ③ 本庁と出先の関係 (7つの生活圏)
- ④ 市町村とのイコールパートナーetc.